

第 23 回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成26年12月9日(火) 13:00～15:00
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 <<委員>> 宮本委員長、市川委員、桑野委員、清水委員、見波委員、山内委員
4. 議事概要

高速道路会社より認定申請を受けている11議題の経営努力要件適合性について審議を行った。

議 事

[審議事項]

[委員の選任等]

[議題 1] 橋梁から盛土への変更【菰野 IC～亀山西 JCT】

[議題 2] 横断構造物(OV、パイプカルバート)の統合【菰野 IC～亀山西 JCT】

[議題 3] 横断構造物(OV、ボックスカルバート)の統合【城陽 IC～八幡 IC】

[議題 4] トンネルずり処理方法の変更

[議題 5] 橋梁施工方法の変更(瀬替え)

[議題 6] 橋脚工事のための施工ヤード構造の変更

[議題 7] 現場発生立木の移植による有効利用

[議題 8] 手延べ桁の有効利用

[議題 9] ラジオ再放送設備の集約

[議題10] 高規格材料を用いたトンネル支保工の開発

[議題11] 東九州自動車道(日向 IC～都農 IC)の早期供用

[報告事項]

これまでの審議状況と今後の予定

審議事項について

●委員の互選により宮本委員が委員長に選任され、委員長により山内委員が委員長に事故があった場合にその職務を代行するものに指名された。

●議題1について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・環境の変化に敏感な茶畑農家の方を含む地元との協議であり、会社の努力があった。(委員)
 - ・建設発生土が結果として影響していると考えられるが、当初は予見できないものだったのか。(委員)
- ⇒当初は概略設計であり、その後の土質調査などで地山の地質状況などを詳細に把握した上で発生土量が変わるので、当初は予見できなかった。(会社補足説明)

●議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を0.5と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・本件は、標準的な貢献度として決定した事例と類似性が高いことから、認定と判断し、会社の貢献度は標準で良いと考える。(委員)

●議題3について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を0.25と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・カルバートボックスの統合の発端が地元からの側道設置要望であること、また、設計協議の中での交渉と考えられ、会社の貢献度は議題2より低いのではないか。(委員)

●議題4について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を0.5と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・通常トンネル内に機械などは置きたくないと思うが、この方法で掘削効率は落ちなかったのか。(委員)
- ⇒トンネル内での作業であり、一般的な工法に比べ、サイクルタイムが少し落ちた。(会社補足説明)
- ・ずりの小割する場所を防音施設内からトンネル坑内に変更するということは、防音上は有利な方向に行くように想像できるので、協議が通り易かったのではないか。(委員)
- ⇒隣接区間では防音施設による施工実績があったため、今回の工法に変更する協議は苦勞した。(会社補足説明)

●議題5について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を0.5と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・本件は行政機関との協議であり、一般国民・道路ユーザーの視点からみるとなかなか大変とはとられないため従来厳しめの評価をしている。(委員)
- ・各地域で慣例的に行われている施工方法を初めて行う施工方法に変えることは、通常と比べて大きな折衝協議過程があったと想像されることから、行政機関との協議ではあるが、会社の貢献度は高いのではないか。(委員)
- ・淀川環境委員会での説明にも、大変な苦勞があったと思われる。(委員)

●議題6について、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・協議相手が国道事務所であり、地下水位が1m近く下がったという客観的事実に着目して盛土構造に変更したということから、低い評価で良いのではないか。(委員)
- ・道路管理者との協議であり、過去の事例と比べて、外向けに効果を発揮した工夫も見当たらないことか

ら低い評価となるのではないか。(委員)

・過去の事例において、道路管理者との協議であり、相手方に対して厳しい条件があったものでもないため、認定は難しいと思う。(委員)

●議題7について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

・現場発生立木の樹種に着目されて、いろいろな工夫をされたことは、現場特有の条件にあてはまる努力と言える。(委員)

●議題8について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

・汎用性のない大型の仮設手延べ桁を他の橋梁の本設の桁に転用するように工夫されたことは、現場特有の条件にあてはまる努力と言える。(委員)

●議題9について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

・光ファイバーケーブルが切れた場合は、使えない状態になるのか。(委員)

⇒バックアップがあるため使用可能である。(会社補足説明)

・トンネルの連続性や設置される管理施設などの現場特有の状況を踏まえて工夫されたことは、現場特有の条件にあてはまる努力と言える。(委員)

●議題10について、次回の委員会において再度審議することとした。

主な意見は以下のとおり。

・道路事業として初めての技術と言えるのか。3車断面で開発された技術を2車断面に使えないかということで検討されたのではないか。(委員)

・3車断面でいろいろ開発された技術を2車断面に適用するという対象として、認めるかどうかということについて議論が必要だと考える。(委員)

・どこに新規性があるかもう少し説明が必要。(委員)

●議題11について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を0.5と決定した。

主な意見は以下のとおり。

・難しい収用案件の早期解決や工期短縮のための様々な工夫を考えると、会社の貢献度としては標準的であると考え。(委員)

以上